

経営者のための やさしい企業年金教室

2022年11月1日

44 時限目：企業型確定拠出年金（DC）退職後6か月以内の移換手続の重要性

より多くの方が長く多様な形で働く社会変化の中、年金制度は段階的に変更され、令和4年10月以降は、企業型確定拠出年金（企業型DC）と個人型確定拠出年金（iDeCo）の両方に加入しやすくなりました。企業型DC加入者は令和4年3月末現在で780万人に達し、今後ますます加入者数の増加が見込まれます。

その一方で、放置年金（必要な手続がなされなかった結果、国の管理下に置かれている年金）は5年間で7割近く増加（令和4年7月末時点で111万人）しています。

今回は、転退職で離職する従業員に必要な手続きについてまとめてみます。

■ 企業型DCの放置年金の背景

退職金の受取り方法は、長年勤めあげた会社から退職一時金（現金）を受領するのが一般的でした。

最近では、退職時に運用資産を持ち運べる（ポータビリティ）仕組みが整い、各人のライフスタイルに応じて選択できる範囲が広がりました。

それにもかかわらず、企業型DCに放置年金が多い理由として以下の点が挙げられます。

- (1) 終身雇用が崩壊し、複数社で働き、運用資産の移換手続自体が増えた
- (2) 企業型DCは事業主主導（導入・拠出）のため、従業員が手続き等を自ら行うという当事者意識が薄い
- (3) 退職後の働き方、住居等の不可測な状況の下、自分の最適解を選ぶには制度自体が複雑で分かりにくい

■ 運用継続か否か？運用資産の移換手続

民間企業へ転職するか否か、企業型DCの有り無し等、運用資産の移管先は多岐に渡ります。いずれも退職日から6か月以内に手続きを行う必要があります。

- (1) 運用を継続する場合：
①企業型DC②企業型DBがある場合は、iDeCoとどちらかを選択することが可能③双方がない場合は、iDeCoへ移換
- (2) 運用しない場合：
転職時の年齢によっては、拠出や運用を行わず利回り（予定利率0.25%～1.25%）を確定させるために企業年金連合会へ運用資産を移換

経営者のための やさしい企業年金教室

■ 自動移換のデメリット

退職者が退職日から6か月以内に上記(1)～(2)のいずれかの手続きをしない場合、年金資産は国民年金連合会に自動的に移換(自動移換)され、以下のようなデメリットがあります。

- (1) 資産は自動的に売却され利息等のつかない現金として管理され、税制優遇も得られない。運用継続できないにもかかわらず毎月の管理手数料や自動移換手数料が差し引かれる
- (2) 自動移換中は老齢給付金を受け取るための通算加入者期間に算入されないため、受給開始の時期が遅くなる可能性がある
- (3) 老齢給付金、障害給付金はiDeCo等へ移換するまで受け取れない

■ 離職時の注意喚起の重要性

本来、退職金受取方法の決定は離職者自身の選択に委ねられており、事業主側は一定の手続が必要である旨を離職者に説明すれば足りると思われれます。しかし、放置年金の実態に鑑み、また企業型DC制度の目的を全うするためにも事業主の役割は極めて重要です。例えば、離職者に6か月以内の手続の重要性を認識させ、現職従業員に対しても投資教育を通じ基礎知識を習得させることが効果的と考えます。

企業年金相談センター (NPO 法人企業・団体
支援日本FP協議会) 白木 万里子

退職時の資産移換

資格喪失日の翌日を起算日として6か月以内に手続	運用継続	転職先に企業型DC	民間企業に転職		自営業者・公務員・専業主婦になる
			あり	① 企業型DC/iDeCoどちらか選択	
		なし	② 企業型DB(*)あり⇒企業型DB/iDeCo どちらか選択 ③ iDeCo		iDeCo
	運用しない	通算企業年金 (企業年金連合会)			

6か月経過

自動移換され資産は現金化、手数料支払で資産は目減りする

(*) 企業型DBは規約に受入可能となっている場合に限り移換できる